

私は、議案第25号 奈良県広域消防組合の設立に関し、議決を求めることについて、反対の立場から討論をおこないます。

2009（平成21）年4月1日に消防組織法改正を理由にした、市町村の消防の広域化を進めるための、奈良県消防広域化協議会が設置をされました。

今、消防は多くの問題を抱（かか）えております。過疎化の進行や少子高齢化のうえ、人口の減少、消防職員、団員の確保の困難、出動要請の増加、機器や技術の高度化、そして財政の悪化などです。

奈良県が主導した消防広域化協議会は、奈良市と生駒市が広域化のメリットはないと協議会から離脱をしたのちも、奈良県内の11消防本部から1消防本部の構築にむけた協議をおこなってきました。

奈良県は消防広域化推進計画で、広域化のメリットとして、総務通信部門の職員を予防要員や現場要員へ100人以上転用出ることや、消防施設や設備費の削減、住民サービスの向上などをあげています。

そして、今年5月28日の全体協議会で、奈良県広域消防組合の制度体系、新消防組合設立に向けての工程表、新消防組合規約、新消防組合の設立にともなう協定書（案）などが示されました。

私は、奈良県消防の広域化について、平成24年3月議会、12月議会、今年3月議会と3議会にわたって市長を質してきました。

このなかで、東日本大震災では、警察や、消防をはじめ、多くの公務員が大震

災で家族や家を失っても、自分のことを顧（かえり）みず、避難所で被災者の支援や復興の先頭に立って頑張っている。

いざというときに人がいないから対応できないでは、市民の命を守ることができない。国が定めている「消防力の整備指針」で示された、基準を満たす人員の確保をおこなうべきだと質しました。

「消防力の強化」について国が定めている「消防力の指針」では、桜井市では必要消防職員126人に対して、実際の人数は76人です。ポンプ車は国基準5台に対して4台です。

県の広域化計画では、11消防本部を一本化することで、本部の要員が156人、通信員が54人、合計210人を浮かせることができるとあります。この浮かせた210人を、現場要員に全員増強するのかといえそうではなく、増強に回すのは147人であり、残り63人は人員削減して、約4億円の費用の削減を図るという計画であります。

そして、桜井市のポンプ車、ハシゴ車、緊急車両などの現有台数に対する、人員の基準は72名です。それに、通信員、予防要員、その他を入れれば99人必要です。実際に稼働している消防職員は76名ですので、大規模な災害が起こって、すべての車両を動かそうとすれば、23名の人員が不足します。

さらに、今年度から予定されている広域化による総務部門統合にともなって、市の消防職員8名が新消防本部へ移動することによって、さらに人員不足に加速

がかかることとなります。

消防を広域化することによって、市民の命や財産が守っていけるのか、疑問があります。私は、今の桜井市の消防力を見るときに、市民の命や財産を守るためには、消防の広域化よりも、「消防力の整備指針」に基づく、桜井市自身の消防力の強化が求められるのではないかと考えます。

万が一の災害や火災が発生した場合、常備消防とともに、地元の消防団や、さらに地域住民との連携は不可欠です。こうした連携を効果的に発揮させるためには、市町村単位の強固な自治体消防が原則と考えます。

以上の理由で議案第25号 奈良県広域消防組合の設立に関し、議決を求めることについて、反対の態度表明をおこなうものであります。

議員のみなさんの、ご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。私の反対討論を終わります。